

まろっこパークにおけるトライアル・サウンディング出店者募集要項

1 目的

市では、坂出緩衝緑地内のまろっこパークにおいて、公民連携による公園の魅力向上について検討しているところです。その取組の一つとして、市場性や事業課題等を把握することを目的に、まろっこパークにおいて移動販売車（キッチンカー）等の営業（暫定利用）を行うトライアル・サウンディングを実施します。

本トライアル・サウンディングの趣旨を理解し、移動販売車（キッチンカー）等により出店していただける事業者を募集します。



イメージ図

2 サウンディングの概要

(1) 実施場所

坂出緩衝緑地内 まろっこパーク（坂出市久米町一丁目）（別図参照）

(2) 実施期間

令和4年3月19日（土）～令和4年5月8日（日）

各日 午前6時から午後7時までのうち、出店者の希望する日時

(3) 出店対象

移動販売車（キッチンカー）等による食品等（弁当、飲料、菓子、農作物等）の販売
上記以外の業種については、協議のうえ出店の可否を判断します。

(4) 出店料

市主催の事業として、出店料（公園の使用料等）は無料とします。

3 応募資格

応募できる者は、次に掲げる事項を満たす個人又は法人とします。

(1) 販売品目について出店までに食品衛生法等の各種許可を受けていること。

(2) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者

(3) 香川県暴力団排除推進条例第2条に規定する暴力団、暴力団員又はそれらに密接な関係を有しない者

4 出店の申し込み等

別紙出店申込書を提出してください。

(1) 出店日時について

上記の実施期間内で、出店者が希望する日時を申し込みください。

複数の日時で申し込みも可能です。

同一時間帯に複数者からの出店申込があった場合は、市の判断で調整します。

(2) 出店規模

1台当たりの設置面積は10㎡程度とします。

一度に申込できる店舗（車両）は1台とします。複数出店したい場合は、別途ご相談ください。

(3) 申し込み締め切り

出店を希望する日の2週間前必着（締切日が土日祝の場合は、その前日）

(4) 申し込み先

坂出市 建設経済部都市整備課 公園緑地係

(5) 出店の決定

提出された書類を基に、応募資格や出店の条件等に照らし審査を行い、出店者を決定します。審査結果（出店の可否）は、申込者に対し随時書面により通知します。

5 出店の条件について

(1) 移動販売車の意匠や販売員の服装が、公園の景観と著しく不調和でないこと。

(2) 酒類の販売は行わないこと。

(3) 販売に必要な資機材等は、出店者が自ら用意すること。

（公園内の上水道・電源を利用したい場合は、申し出てください。）

(4) 火気を使用する場合は、安全対策を万全にし、火災予防条例等の必要な手続きをおこなない、事故防止に努めること。なお、移動販売車外での火気使用は原則認めない。

(5) 公園利用者および近隣住民等の迷惑とならないよう、騒音や振動、異臭等に十分配慮すること。

(6) 出店による事故や苦情等のトラブルは、出店者の責任において対処すること。（生産物賠償責任保険等に加入することが望ましい。）

(7) トラブルが発生した場合は、速やかにその内容を市に報告すること。

(8) 雨天等により、やむを得ず出店を中止する場合は、市に連絡すること。

(9) 出店にあたり、市から発送する出店の許可通知書を、来訪者から見える位置に掲示すること。

(10) 新型コロナウイルス感染症対策（マスク・アルコール消毒など）を徹底してください。また、With/After コロナでの販売方法についても検討してください。

6 集客・広告

- (1) 集客（広告等）については、出店者で対応をお願いします。
- (2) 市では、ホームページおよびTwitterに、店舗名・出店日時・主な販売品目を掲載します。
- (3) 募集開始時点において、本サウンディング期間中に、同公園での集客イベント等は企画されておりません。

7 安全対策、公園の美化について

- (1) 園内を移動販売車で走行する際は、公園利用者を最優先とし、徐行やハザードランプを点灯させるなど、安全運転に努めること。
- (2) 移動販売車は、園内の指定された場所以外に駐車しないこと。また、営業終了後は、後片付けの上、速やかに園外へ退出すること。
- (3) 出店者は、移動販売車およびその周辺を適宜清掃し、公園の美化に努めること。
- (4) 出店者は、必ずごみ箱を移動販売車の直近の見やすい場所に設置し、排出されたごみは出店者が持ち帰り、適正に処分すること。
- (5) 出店により生じた排水は、公園内設備に流さず出店者が持ち帰り、適正に処分すること。

8 アンケート調査への協力

- (1) 来場者アンケート調査として、市が用意したアンケート用紙の配布および回収に協力すること。
- (2) 出店者アンケート調査として、売上高や事業課題等に関するアンケート用紙に回答すること。また、市からのヒアリングに応じること。

9 その他

新型コロナウイルス感染症の感染状況により、実施期間を変更・中止する場合があります。

都市公園条例に基づく手続きは坂出市において行います。

10 問い合わせ・申し込み先

〒762-8601 坂出市室町二丁目3番5号
坂出市建設経済部都市整備課 公園緑地係
電話 0877-44-5017 FAX 0877-44-4585
E-mail tosiseibi@city.sakaide.lg.jp

1 1 実施場所

位置図



まるっこパーク概略図

